

論文要旨

論文要旨

発展途上国における経済発展と環境保全の両立

赤木 麻衣子

はじめに

- I 発展途上国における環境問題の現状
- II 国際機関・先進諸国の取り組み
- III 日本の取り組み
- IV NGO・NPOの取り組み

まとめ

はじめに

現在、発展途上国は急速な経済成長や貧困・人口増加によって産業公害や環境破壊・環境汚染が深刻化し、経済発展と並んで即急に取り組むべき課題となっている。そこで、発展途上国における環境問題の現状、それに対する国際的取り組み、日本の発展途上国に対する環境政策のあり方、最後に日本を中心とした NGO の取り組みについて考えていきたい。

I 発展途上国における環境問題の現状

発展途上国の環境問題には、①すでに先進国が経験したのと同じような産業公害や都市公害等の「先進国の後追い型」問題、②先進国とのさまざまな分業関係に規定されて進行している自然資源の収奪等の問題—「先進国による収奪型」問題、③「貧困と環境破壊の悪循環的進行による生態系の地域的崩壊」の問題の3タイプが挙げられる。③については、日本をはじめとする先進国のエビの養殖や捕獲による東南アジアのマングローブ林減少が大きな問題となっている。

II 国際機関・先進諸国の取り組み

環境保全を優先しようとする先進国と、今日の環境問題の原因は先進国の経済発展によるものが大きいと、環境問題よりも経済発展を優先しようとする発展途上国との意見は対立しているのが現状である。局地的な解決が困難な地球環境問題については、1972年に「国連人間環境会議」(ストックホルム)、1992年に「地球サミット」(リオデジャネイロ)、2002年に「持続可能な開発に関するサミット」(ヨハネスブルク)などの国際会議が開催されているが、両者の溝は解決されていない。地球温暖化については、1997年に「気候変動枠組条約第三回締結国会議」が京都で開催され、「京都議定書」に基づいて先進諸国が温室効果ガスの削減に取り組むこととなった。しかし、2001年にアメリカがこの京都議定書から離脱したこと、中国をはじめとする発展途上国が不参加であることなどの問題点は残されており、アメリカや発展途上国の温室効果ガス排出目標や排出義務づけへの参加が大きな課題である。

また、DAC諸国を中心とした欧米諸国のODA(各国の政府機関による発展途上国への資金・技術援助)の活動については、ODA実績(2005年現在)が世界第一位の額であるアメリカや、アンタイド化を積極的に推進しサブ・サハラ・アフリカなどの後途上国への援助重視の英国、ODAの対GNI比が他のDAC諸国に比べて高い水準となっているオランダ・北欧諸国などのODAが特徴的である。

III 日本の取り組み

日本では1950年から60年代にかけて起こった四大公害裁判に代表される公害問題を克服してきたという貴重な経験を生かし、発展途上国に対する産業公害対策を中心とした技術協力が積極的に行われている。しかしその産業公害対策分野の活動にも、対策の実施が技術的な対応に偏っている、クリーナー・プロダクション (CP) が軽視されている、対策を促す規制手法に直接規制が多く用いられていること、などの問題点が存在している。技術移転の場において日本の産業公害対策で用いられた手段・手法の正しい理解や、日本において社会的関心と住民運動・マスコミ等の圧力が政策の原動力となり、産業・政府・地域住民の間の自発的環境協定等、直接規定の制度整備以前においても即効的かつ柔軟な対策手法が活用されたことは、有効な経験として発展途上国側に伝えていかなければならない。

日本のODA実績はDAC諸国の中で世界第二位、そのなかでも環境ODAはODA総額の33.5% (1999年現在) を占めている。日本の環境ODAは円借款の額が大きく、下水道整備のような環境インフラ整備と公害防止対策関連プロジェクトを重点的に実施してきた。現在は発展途上国から環境分野の専門家の派遣要請が増加している。しかし、環境アセスメントが義務付けられた後でも、タイにおけるメコン河流域開発にみられるように、住民の声をないがしろにしたり、事前調査が事業に反映されなかったり、想定していなかった問題に対して事後的な解決の仕組みが整っていなかったり、などの問題が引き起こされている。

環境ODAのこれからの展望としては、「住民の主導権による参加」と、「自立 (自助努力) を誘因とする参加」を実現した「住民参加型の環境ODA」への転換を図っていくべきである。また、日本にとってアンタイド率を高めることは日本の援助の質を向上させることになるだろう。発展途上国に対して効果的に援助を行う際には、相手国と日本との違いを十分に理解・分析し、日本のこれまでの経験から有効な手段を用いて、また新たな手段を取り入れて援助していく必要がある。技術協力や人材育成は、途上国が自力で環境問題に取り組むことができるようになるために、今後も継続すべきであろう。

IV NGO・NPOの取り組み

日本において地球規模の問題に取り組み、発展途上国に対する開発支援や援助を行っている国際協力NGOは全国に500団体あると言われている。NGOは、政治に左右されることがないので柔軟性や迅速性に優れている。また、草の根レベルでのきめ細やかな援助を行うことができる。そのため、ODAとNGOが連携することによって、①NGOと連携することで日本のODAの悪いイメージを払拭し、ODAへの国民の理解や参加を促す、②NGOへの財政面を含めた支援の強化、③現場において日本のODAとNGOの関わり合いを深めることによって、発展途上国政府と一般市民との距離を縮め、援助の効率化を図る、以上3点のメリットが生まれる。

また、住民参加型の環境ODAを実現するためにも、NGOによる現地住民への環境教育はいつそう盛んに行っていくべきである。

まとめ

地球規模の環境問題に対する取り組みには、もはや先進国だけでは追いつかず、発展途上国の参加が不可欠となっている。国際会議の場で先進国、発展途上国が共に合意する形で環境問題の解決へ進展が見られることが望まれる。日本としては、高度成長期に起こった産業公害を克服した経験を活かし、モノだけの援助ではなく知識や技術の援助を引き続き継続していくべきである。また、NGOの活動や存在は今後ますます重要となってくるだろう。

論文要旨

アフリカにおける開発経済学

内田 しのぶ

はじめに

第一節 アフリカの歴史

第二節 構造調整政策

第三節 人口問題

第四節 児童労働と教育

第五節 農業構造

第六節 工業構造

第七節 日本の援助

おわりに

はじめに

本稿では、現在最も貧困の除去が必要とされているアフリカについて、社会インフラの整備の点からアフリカの経済成長について考える。

第一節 アフリカの歴史

アフリカが今まで経験してきた奴隷貿易、植民地化、独立の過程は、現代のアフリカ経済に大きな影響を与えている。アフリカの奴隷制度はヨーロッパ人による搾取に始まり、また植民地化はヨーロッパ各国によるベルリン会議により始まった。1960年を中心にアフリカ諸国は政治的独立を遂げたが、ヨーロッパによる政治的つながりや制約をうけたまま独立に至った。

第二節 構造調整政策

1980年からIMFと世銀によって行われた構造調整政策は、アフリカのどの国も共通の政策を取るといったものであり、アフリカ各国の社会・経済・政治の実情を見ていなかった。また、この政策は国際収支が困難に陥った開発途上国に外貨を貸与することと引き換えに要求されたものであり、アフリカ各国が拒否することは難しかった。この政策は問題点を数多く残している。

第三節 人口問題

アフリカの人口は、増加を続けている。アフリカの全人口に占める子供の割合は非常に大きい。人口増加は経済成長の重要な要因となるが、アフリカにおいてそれはマイナスに作用する。農業に及ぼす影響、人口移動など、さまざまな問題を引き起こす。また、人口増加による経済成長も見込めない。これらの問題を食い止めるためにも人口政策が必要となる。

第四節 児童労働と教育

アフリカの児童は出生登録をされないことが多く、親のケアを受けられなくなった子供は、労働や搾取、戦争に行くことになる。また労働に従事する子供は、36%と非常に多く、教育を受けている子供も、初等教育から中等教育になるにつれて純就学率は下がってしまう。このま

までは、子供達は低い賃金で過酷な労働を強いられた状態のままになってしまう。この問題を解決できるのが教育である。教育では人間の知恵や能力を上げることによって、一人当たりの生産効率を上げ、経済成長を図るものとされる。教育を受ける際の教育費や、奨学金を政府負担または運営し、教育が受けやすく、不均等のない環境を作り出すことが必要である。

第五節 農業構造

アフリカの農業構造は、農業一次産品に偏っている。また農業就業比率も高く(例外を除く)、大多数の人口の生活は農業に支えられている。アフリカ全体で見ると、農業は国外ではなく国内に向けて生産が行われている。また、土地によりさまざまな食文化があり、生活するのに厳しい環境や条件がある。アフリカ社会の特徴は高い移動性であり、その中で行われていた移動焼畑耕作は、過去において持続的な農業を可能にしてきた。しかし現在は著しい人口増加が起きたため、危機を迎えている。アフリカが農業改革を起こすためには、単位面積あたりの生産性(土地生産性)を向上させることが最も重要となってくる。

第六節 工業構造

アフリカの工業は、植民地化により多種多様な一次産品が開発され、その輸出に特化するようになった。そして、現在でも単一産品輸出構造が根強く残っている。アフリカでは製造業寄与度が低く、さらに低成長が続いている。また製造業の規模が小さく、雇用創出力が劣っている。アフリカの製造業発展の阻害要因は、資金調達、人的資源、物的資源などがある。その中で産業革命を起こすには、農業革命を先に起こさなければならない。農業の生産性向上が余剰労働を生み出し、余剰労働を受け入れる生産部門の受け皿を整えていくことで、産業革命起こすことができる。

第七節 日本の援助

先進国からの技術移転は、途上国が自力で技術開発できないために行われる。その中で日本の技術移転は、時間がかかるとされる。日本の工場にはマニュアルは存在せず、OJTを行いながら機械の操作方法を学ぶ。この方法の良い点は、マニュアルではカバーできない点をカバーすることができ、従業員一人ひとりが操作方法を熟知でき、使用方法の改善・改良を行うことができることである。しかし現在、ODAのアフリカへの援助は無償資金協力の額が大きく、さらに技術援助に関して言えば、アジアへの額のほうがはるかに大きい。現在、援助が最も必要であるのはアフリカであり、日本のOJTや青年海外協力隊、NGOの援助は、今後アフリカが自助努力をするために必要となってくる。

おわりに

第一節から第七節で述べたように、アフリカが経済発展していくためには、実情を考え、過去の反省を踏まえたものとならなければならない。また、アフリカ諸国がそれぞれ自立した経済発展を行うことができるような援助を行うことが必要となってくるのではないかと。

世界の水資源と農水管理について

石井 優

はじめに

1. 水という資源
2. 農業用水と灌漑農業
3. 農業生産地域カリフォルニアの農水管理
4. 農水管理の比較と展望

おわりに

はじめに

人類は地球に存在する豊富な水資源によって今日まで育まれてきた。しかし21世紀を迎え、水の惑星である地球に水資源の不足という危機が訪れようとしている。それはつまり人類の存続にかかわる危機といえる。本稿では人類の利用する水資源についての状況とその問題を知り、とりわけ農業に使われる水の持続的な利用に求められる管理体制について考察している。

1. 水という資源

地球には大量の水が存在するが、そのほとんどは人類が利用不可能な水である。本稿では、ほんのわずかな利用可能水である地表水と再生不可能な地下水を水資源として定義し扱っている。

人類は水資源を多様な用途で利用している。主な利用方法は、人が生活していく目的に使用する生活用水、工業生産に使用する工業用水、食糧生産に使用する農業用水で、その大半は農業用水としての利用である。また水資源は人口増加、産業発展に伴う需要増加が見込まれる一方で、汚染や気候変動、地下水の枯渇などによって供給量の減少が見込まれている。そのため近年の不足している状況から、将来的にはより深刻な水資源の不足が予想される。

2. 農業用水と灌漑農業

水資源の不足は、その利用の大半を占める農業用水の不足につながる。農業用水は食料を生産する水であるので、それはつまり食料不足を招く重大な要因であることを意味する。食料不足を回避するために農地の量を増やすことが求められるが、近年では新しい農地開発は限界を迎えている。そこで、農地の質（生産効率）の向上が求められる。全農地の2割に満たない面積で、3分の1の生産量を占める灌漑農業の普及が農地の質の向上に効果的であるとみられる。

しかし、灌漑農業も水の損失、高いコスト、土壌劣化という問題を抱えており、それらは農水管理における課題といえる。

3. 農業生産地域カリフォルニアの農水管理

効率的で大規模な食糧生産が求められる21世紀の農業。農業生産の先進国であるカリフォルニアを事例に、その大規模灌漑を支える農水管理についてを見る。まずカリフォルニアにおける水収支をみると、すでに地下水からの過剰汲み上げが発生している。不安定な降水への依存、

貯水湖の利用効率の低さなどの課題も抱えている。

カリフォルニアにおける水利組織は主に水販売会社、相互用水組合、自治体給水施設、公共的用水区の4タイプがある。カリフォルニアでもっとも中心的なのは公共的用水区である。これらの水利組織の供給源は、主に自然に依存した河川からの取水や循環の遅い地下水からの取水であり、貯水湖は追加的な供給源に留まっている。

農地における水の利用に関する権利関係は灌漑区法によって定められており、農家による無許可の使用などは防がれている。また農水の利用は、農地の単位面積あたりの使用料を払えばとくに制限はない。カリフォルニアの農水管理における問題点は、農家に水利用に関する強い決定権がないこと、農家に農水の利用に対する負担が実質ないことが挙げられる。

カリフォルニアは今後、水資源の偏在による長期的な問題と旱魃などによる短期的な問題に対してどのように対応していくかが焦点となっている。

4. 農水管理の比較と展望

前節でカリフォルニアの大規模農業における農水管理をみたが、その比較としてインドネシアのバリ島における持続型の農水管理についてみる。インドネシアではスバックと呼ばれる独自の水利組織が存在する。スバックは地域性を強く持つ組織ではあるが、組織の重層性、二重構造の組織形態、個別的な水利用、水利用の公平性などが長所として挙げられる。

カリフォルニアとインドネシアの事例から需要主導型と供給主導型、開発市場型と持続発展型という点で比較をおこない、また水利コストについて考察している。

最後に今後の農業と農水管理について求められることを考察している。地下水は実質再生不可能であるが、その依存度は次第に大きくなっている。20世紀において将来的に持続可能な水利用を考慮した開発はほとんど行われなかったことに一因があるが、近年でも持続的な水利用を考慮しない体制や政策がとられている。その一方で水資源の再生に向けた取り組みや、より効率的な水利用を行う動きもある。

おわりに

水資源の不足は、その利用の大半を占める農業用水の不足につながる。これからの農業には持続的な水利用を考慮したうえで、より効率的に水利用と食糧生産を行うことが求められる。そのために人類共通の水資源に対する意識が必要となってくるだろう。

アメリカ通商政策と日米貿易の展望

曾我部 麻衣

はじめに

第一節 日米貿易摩擦の概要と摩擦の生成

第二節 GATT ラウンドとアメリカの通商政策の軌跡

第三節 アメリカ国内で台頭する保護主義

第四節 これからの日米貿易の展望

まとめに代えて

はじめに

世界的にグローバル化が進む中、貿易の役割は大変大きい。その中でも日本とアメリカはお互いに重要な貿易相手国であると同時にこれまで長年に渡って摩擦が生じてきた。「公正」と「不公正」、「自由」と「保護」の概念の違いを踏まえて、これから日米間ほどのような貿易体制を目指していくべきであるか。アメリカの通商政策の歴史とともにこれからの日米貿易摩擦の解消策を見出していくことにする。

第一節 日米貿易摩擦の概要と摩擦の生成

日米間の貿易をデータ検証すると、アメリカは、2005年の日本の貿易相手国中、輸出で1位、輸入で2位に位置づけられ、反対に日本は、2003年のアメリカの貿易相手国中、NAFTAを除いて輸出で1位、輸入で2位に位置づけられる。しかし、アメリカの貿易赤字の増加は深刻であり、2005年のアメリカの貿易赤字は7663億6900万ドルで、経常収支赤字の大部分を占めている。アメリカの貿易赤字相手国として日本は中国に次ぐ2位であり、日米間貿易の問題となっている。

日米間で貿易摩擦が起こる過程を見ると、両国の見解に食い違いが生じる。それは、日本とアメリカそれぞれの相手国の貿易障壁の認識の違いにも表れている。両国が互いの認識の違いを踏まえた上で、互いに批判しあうだけでなく、解決を図るために譲歩しあうことが必要となってくる。

また、日米貿易で問題となる要点を大別すると、「日本の対米輸出規制または対米輸出自主規制」、「アメリカの対日輸出の拡大」、「マクロ的な要因」となる。これらの摩擦の形態から、対日輸出を増加させ、対米輸入を抑えたいというアメリカの思惑が読み取れ、日本の譲歩を促してきた。

第二節 GATT ラウンドとアメリカの通商政策の軌跡

アメリカでは議会と大統領との関係が通商政策に大きな影響を与える。時に議会の多数派勢力が大統領の力をも超えるほどの保護主義を作り出すこともあるからだ。また、通商政策には議会や大統領の他に商務省、USTR、ITC、利益団体も関係しており、それぞれの機関がアメリカと外国との不公正貿易是正のための役割を果たし、その過程でアメリカ国内で行き過ぎた保護主義を生み出すこともある。

これまでのアメリカの通商政策の軌跡を代表的な GATT ラウンドとアメリカの通商法とともに見る。まず 20 世紀前半では、史上最高関税を課す「スムート・ホーレー法」が出され、世界大恐慌の時期と重なって世界中に混乱を与えたが、その後の GATT のケネディ・ラウンドでは、国内の保護主義を抑えた大統領の力が顕著に現れた。20 世紀後半では、貿易上、保護色の強い「88 年包括通商・競争力法」が出された。また、ウルグアイ・ラウンドは WTO が設立された革新的なものであった。

第三節 アメリカ国内で台頭する保護主義

アメリカの通商政策では表面上で唱える自由貿易主義とは別に背後に、保護貿易主義が存在する。「通商法 301 条」、「アンチ・ダンピング措置」そして「セーフガードの発動と農業補助金措置」を見ると、アメリカが、自由貿易の弊害から国内産業を保護するためにとった行為の行き過ぎた保護主義が読み取れる。

また、日米間では互いの貿易上での不公正感を埋めるために様々な協議が行われてきた。代表的なものに「MOSS 協議」、「日米構造障壁協議 (SII)」、「日米包括経済協議」が挙げられる。しかし、どの協議も日本はアメリカの要求に譲歩する形をとったが、日米両国の主張の食い違いなどが原因で革新的な効果は得られなかった。

第四節 これからの日米貿易の展望

貿易を行う上で、アメリカ国内で誰が保護主義者であるかは定義できない。しかし、自由貿易によって害を被る国内産業の影響や圧力を強く受けやすい議会が、保護色の強い法案を作ることはアメリカの通商政策の中でこれまで度々あった。

また、日本もアメリカも表面上では自由貿易を提唱しており、同時にその背後に保護主義が存在しており、それは特に農業分野においては顕著に表れている。日本の農産物の生産は年々、減少し続けているため、農産物の輸入が増加をしているが、アメリカが農産物輸入相手国として大きなシェアを占めている。しかし、農産物の輸入の増加によって害を被る日本の農家や品質を重視する消費者からは自由貿易に反対の声が上がっている。日本までもが特に農業分野においては、アメリカのように、必要以上の保護主義に陥らないようにしなければならない。

最後に、これからの日米貿易を公正なものにしていくには、やはり日米間の貿易収支のアンバランスの改善が必要となる。UNCTAD も貿易黒字を維持している日本が貿易不均衡の是正に貢献すべきであると提言している。アメリカの貿易赤字の減少に貢献することは日本も大きな影響を受けるが、反対にアメリカの赤字が増大し続けた場合に世界に及ぼすマイナスの影響を考慮しなければならない。また、WTO の閣僚会合のような多国間協議での途上国の存在感が大きくなるにつれ、世界各国の貿易に影響を及ぼしやすい、日本とアメリカの通商政策は保護主義的であるべきではない。

まとめに代えて

自由貿易を行うことで害を被る国内産業を保護することは完全には否定できない。しかし、日本は、これまでの日米間の通商政策に見られたようなアメリカの必要以上の保護主義を容認していいわけではない。これから日米間において完全に自由で公正な貿易を目指すのは困難である。しかし、両国が互いの主張の食い違いから譲歩しあい、「健全で激しい摩擦の起きない公正な貿易」を目指していくことが重要となるのである。

商店街の衰退からそのリスクを考える

安藤 靖華

はじめに

- 1 商店街の衰退
- 2 商店街の意味
- 3 地域性を守る商店街の再生
- 4 住民のための商店街の再生

おわりに

はじめに

本論は、「商店街の衰退」の原因からそのリスクを明らかにし、今後の商店街の再生について考えていきたい。

1 商店街の衰退

商店街を衰退させた要因は、郊外の大型店出店によるところが大きい。大型店に対する規制緩和により、その出店に拍車がかかった。特に大規模小売店舗法から大規模小売店舗立地法への変遷は、その顕著な例である。しかし、商店街を衰退させた要因はそれだけに限定してはならない。なぜなら大型店に対する規制緩和以前から、中心市街地に住む住民の居住地の郊外化は始まっていたからである。それは郊外の大型店出店に関係なく、住民は郊外を選んだことを意味する。この要因の一つに商店街自身に魅力がなかったことが考えられる。「地域独占」の経営方法に甘んじていた商店街自身にも問題があるのである。また、中心市街地の地価の上昇から空き店舗への新規参入が難しいことも、商店街の衰退を止められない要因となっている。

2 商店街の意味

中心市街地が空洞化することのリスクの一つが治安の悪化である。さまざまな商業機能が失われることで、夜間に見張り役となる人も商店もなくなってしまうためである。ではなぜ、商店街による活性化が必要なのであろうか。その大きな理由が「地域の顔」としての役割である。長い歴史の上に蓄積された地域との繋がりは非常に濃いものである。当たり前のように感じる雰囲気さえ、その地域独特のものであることに気付かなければならない。また、他人とのコミュニケーションの提供も商店街が果たす大きな役割である。

商店街の活性化は、車を利用できないような郊外化に適応できない人々のためにも非常に大きな意味をもつ。自動車が普及しているとはいえ、世帯ではなく一人当たりで計算すれば、その普及率は4割にも達していない。一部の人々にのみ有益な社会をつくらぬ為にも、商店街の活性化は必要なのである。

3 地域性を守る商店街の再生

商店街の活性化を考えると、その方法の一つとして大型店を中心市街地に呼び込むことが考えられる。しかしこれは、大型店の「スクラップ・アンド・ビルド」と呼ばれる経営方法か

ら、長期的に考えると商店街の衰退の要因の一つとなってしまう。均質化店舗のチェーン店に關しても同じようなことがいえる。地域への経済的貢献度の薄さや、地域の「らしさ」にそぐわない外観は、商店街の活性化には結びつかない。地元自治体からの補助金や、消費者がその地域で落とすお金は、その地域に還元されるようなシステムづくりが必要である。また、地域の「らしさ」を守るために、新しいものをつくるのではなくもともとある建造物など古いものをいかす都市開発も有効な手段である。また空き店舗への新規参入を促す試みも、やる気のある若い経営者を引き込むことで商店街全体の活気に結びつく。

4 住民のための商店街の再生

商店街で買い物をする場合、メインとなる交通手段は「徒歩」である。そのため商店街では、「歩行者優先」の空間づくりが必要となる。歩行者が遠回りをするのではなく、車が遠回りをするような都市開発をすべきである。しかし、郊外からの来客を無視するわけにもいかない。そのためには公共交通機関を充実させ、「パーク&ライド」を定着させることが必要である。

商店街を再生させるために何ができるか、まずはそれを考えることが必要である。しかし、自治体任せで住民の商店街の活性化に対する意識は非常に薄い。住民が都市開発の話し合いに参加し、再開発計画のメリット・デメリットを知ることが重要である。そのために住民への情報公開や、それを理解するための専門的な知識や技術の提供を行わなければならない。

おわりに

商店街の活性化は誰のためのものであろうか。それは、その地域に住むすべての人々ということができる。商店街の活性化でまず求められることは、地元自治体、商店街の経営者、消費者である住民、そのすべての意識改革である。商店街の衰退のリスクに目を向け、長期的な視点を持った都市開発を行わなければならない。今住んでいる場所がいつまでも魅力的な場所であるために、地域ぐるみで都市開発を行うべきである。

金融ビッグバンによる現代金融システムの変容

高原 敏夫

はじめに

第一節 金融ビッグバンとは何か？

第二節 金融ビッグバン以降の金融機関

第三節 金融システム安定化のための措置

おわりに

はじめに

本稿は、金融ビッグバンの問題について契約者保護の観点を重点に置き、金融ビッグバン導入が目的を達成しているのかを考察することを目的とする。

第一節 金融ビッグバンとは何か？

金融ビッグバンとはバブル崩壊後の金融市場の停滞を改善するために1996年に第2次橋本内閣が2001年までに完成・実施すると宣言した金融大改革のことである。橋本首相の構想は2本の柱からなっており、まず第1に東京市場をニューヨーク、ロンドン並みの自由で効率的な市場に再編成することを目的とし、第2に構造改革のための2つの課題として「改革」と「不良債権の処理」を挙げている。「改革」3原則にはFree、Fair、Globalを掲げ、一気に規制緩和を進めたのである。

金融ビッグバン以降は金融持ち株会社方式による金融他業種への参入が可能となったため、1つの金融機関から多様なサービスを受けられるようになった。また、個人金融資産の流動化も進んでいる。

第二節 金融ビッグバン以降の金融機関

この節では証券、銀行、保険の3者における金融ビッグバン以降の変容について考察している。

まず、証券では自由化によって証券総合口座の解禁、株式手数料の完全自由化、有価証券取引税の撤廃、上場株式の取引所外取引の解禁などの改革が進められた。その結果、2006年現在では証券投資が上昇トレンドとなっている。一方、証券は価格変動商品であることから今後は証券会社と顧客との紛争が頻発する可能性がある。日本では証券改革の先駆者である英国や米国に比べて政府の監視や自主規制が弱い。顧客は自己責任原則を遵守する必要があるが、その前提にある証券会社の説明責任を果たさせるためにも先駆者である2国の証券監視機能を参考にすることが必要である。

次に銀行では、それまで護送船団方式を堅持していたが、長期信用銀行2行の破綻を機にこの方式は崩れてしまった。これにより銀行改革の一環としてBIS規制が導入され、政府は基準を満たしていない銀行や破綻した銀行に対して公的資金を投入し、不良債権処理を促した。公的資金の投入によって銀行は復活を果たしたが、そのための犠牲が大きかったことから、批判的な意見が多い。また、銀行が総合金融サービス機関となったことから監視を強める必要があ

るが、米国に比べて弱く、こちらにも監視を強化する必要があると思われる。

最後に保険では、保険業法の改正によって保険料率が自由化になったが、このことで保険会社間の競争が激しくなり、損害保険での不払い問題や生命保険での未払い問題など、業務上の不正問題が頻発するようになった。保険では、3原則の1つである Fair が完全にないがしろになる結果になってしまったと思われる。

第三節 金融システム安定化のための措置

金融システムの安定化については、金融機関に対する規制と金融商品購入についての規制がある。前者では、当時の大蔵省が「金融システムの機能回復について」という基本方針を出している。また、金融機関の監視は金融庁が行っているが、証券取引等監視委員会が規則制定権を付与されていないなど、米国の監視と比べるとまだ弱い部分がある。後者では、2000年に英国に習って金融サービス法が制定された。この法律は2006年にも改正されており、顧客にリスク商品を販売する際に、やり取りを記録させる義務があるなど、英国の規制に引けを取らないほど金融商品購入について厳しく規制されている。

おわりに

本稿は金融ビッグバンの達成の可否について、証券、銀行、保険の3者を取り上げ考察してきた。また、その基盤となる金融制度の現状や金融機関に対する規制、金融商品購入における規制についても英国や米国と比較して考察を行った。これまでの考察で、金融ビッグバンは評価される部分もあるが、まだ他の2国に比べて金融機関に対する規制が弱いなど、現状としては未達成であると思われる。そのために金融機関の説明責任が不十分なケースもあり、顧客が完全に安心して金融商品を購入できる状態にはなっていないと考えられる。また、金融機関の業務上の不正も明らかになり、Fairの部分がないがしろにされる事態も発生した。日本は英国や米国のような市場に追いつくために金融ビッグバンを起こしてきたことから、これらの国の政策を参考に追いつく必要がある。しかし、ただ参考に追いつくだけでなく、更に独創的発想が生まれるシステムを構築しなければ、あくまで英国や米国の二番煎じになってしまう。行政処分の罰則の更なる強化や、金融機関への監視の強化を通じて金融機関の説明責任、顧客の自己責任原則が守られれば、金融ビッグバンは達成されるであろう。

日本的雇用慣行の変容と再構築の影響

幸田 絵里

はじめに

- 第一節 日本の雇用慣行とは何か
 - 第二節 雇用慣行の日米比較
 - 第三節 新しい日本の雇用慣行へ
 - 第四節 日本の雇用に関するセーフティネット
- まとめ

はじめに

近年、日本では「終身雇用」「年功序列型賃金」「企業別労働組合」を柱とする日本の雇用慣行が変化しつつある。個人の能力評価に成果主義を取り入れる企業も現れ、事実上の終身雇用が行われなくなっている状況である。本稿では成果主義の導入を考察する際によく比較されるアメリカの雇用慣行を考察し、新たな日本の雇用慣行の再構築について検討する。

第一節 日本の雇用慣行とは何か

日本の雇用慣行とは「終身雇用」「年功序列型賃金」「企業別労働組合」を3つの柱とする。第一に、終身雇用とは定年まで同じ企業で働くという就業形態である。第二に、年功序列型賃金とは年功に応じて平均的な賃金が上昇するというシステムである。第三に、企業別労働組合とは一つの企業の従業員を一つの労働組合に組織したものである。これに加え、特徴として野村正実による「全部雇用」論が挙げられ、その実現には、労働力と非労働力との間を行き来する縁辺労働力の存在が必要である。縁辺労働力による低賃金労働が日本での低失業率を支えてきた。日本の雇用慣行のメリットは雇用の保障と低失業率等で、デメリットは外部労働市場が未発達であるため転職によるキャリアアップが困難であることや長時間労働である。

次にアメリカの雇用慣行と比較したい。アメリカでの採用方法は職位別でキャリアが重視される。また、勤続年数の短い人からレイオフが行われ、勤続年数の長い人から復職できるという制度もある。アメリカの雇用慣行のメリットは、外部労働市場が発達しているため転職によるキャリアアップがしやすい点が挙げられ、デメリットとしては社会に大きな所得格差が生じることが挙げられる。

第二節 雇用慣行の日米比較

日本における能力評価の方法として職能資格制度が挙げられる。職能資格制度では職能等級を「資格」とすることで社員の身分を保障し、また職能給による社員間に生じる賃金格差を改善した能力主義であるといえる。対して、アメリカでは内的公正の原則にのっとり能力評価される。職務分析の実施→職務記述書の作成→職務評価の実施→職務等級制度の構築という流れで職務評価が行われる。

転職については、日本では終身雇用・年功賃金の影響で外部労働市場が発達していないためアメリカと比較して転職が容易でない。年功賃金制度、退職金制度、能力開発制度などが壁と

なって、企業間の移動が難しい仕組みとなっている。一方、アメリカでは外部労働市場が発達しているため日本に比べ転職しやすい環境といえる。また転職の際にコンピテンシーを考慮する。

第三節 新しい日本の雇用慣行へ

成果主義とは社員が企業に対してあげた成果を賃金に比例させるという制度である。成果主義で重要となるのが企業活動への貢献度をいかにして正確に把握するかということである。公正かつ正確に評価するためには評価制度の整備が必要である。アメリカにおける成果主義は *pay for performance* という賃金管理方法が広く実施されている。つまり業績に応じて賃金が支払われる。人事評価は従業員に個人業績の情報を提供することを目的としており、その結果は賃金決定だけでなく能力開発にも利用していることに留意したい。

既存の日本の雇用慣行の中にどのように成果主義を採り入れるかが問題となる。年功序列型賃金を根底に置き、そのうえに能力主義・成果主義を調和させる方法が好ましいのではないか。職務によって社員を職能資格等級に位置づけし処遇を決定する制度である職能資格等級制度や、社員の目標は上司の目標とリンクし、最終的には社長の目標まで一本の線につながるという目標管理制度というものもある。

第四節 日本の雇用に関するセーフティネット

少子高齢化や不況、女性の社会進出など日本の雇用を取り巻く環境は変化しつつある。また失業率が高い期間が長引いており、セーフティネットの拡充が急務となっている。日本では雇用保険や失業等給付、生活保護、ハローワークでの情報提供や職業訓練などが行われているが、アメリカやドイツと比較すると、さらなるセーフティネットの拡充と就労支援サービスの充実が求められることが分かる。

まとめ

これまでの日本の雇用慣行は日本なりの歴史と背景から、「終身雇用」「年功序列型賃金」「企業別労働組合」を3つの柱として成立してきた。ゆえに、日本の雇用慣行の中で変えるべきものと変えるべきでないものを見分けて、慎重に成果主義を採り入れなければならない。日本の企業風土に適合する成果主義であるためには、誰もが納得できる評価方法であること、キャリアアップができ転職可能な環境を整えること、労働者自身が成果主義に見合うような能力開発を行うことが条件である。今後の人事制度は、能力開発を起点としてそこから目標に向かってチャレンジし、それが成果・賃金として反映されるものへと変化していかなければならない。

日本とアメリカでは雇用慣行の歴史が異なること、それぞれ合う仕組み・合わない仕組みがあること、また労働市場の状況が異なることを踏まえたうえで、日本の雇用慣行のメリットを生かしながら、日本の風土に適合する新たな日本の雇用慣行を再構築しなければならない。

論文要旨

賃金労働者の労働時間にかんする考察

～労働時間規制の意義とその柔軟化および長時間労働の実態～

近本 佳美

はじめに

第一節 労使関係の成立の経緯と定義

第二節 歴史から導出する労働時間規制の目的

第三節 日本の労働時間規制と労働時間規制柔軟化の動き

第四節 日本の長時間労働の実態

おわりに

はじめに

本稿では、社会の大きな関心事である労働環境について、労働時間という視点から考察していく。労働時間規制の歴史を踏まえ、その意義を見出し、2007年現在、盛んに議論されているホワイトカラー・イグゼンプションなど労働時間規制柔軟化の検討を行う。さらに、長時間労働の実態を明らかにし、その解決策を導くことを本稿の課題とする。

第一節 労使関係の成立の経緯と定義

近代社会の経済的基盤である資本主義経済体制の形成には、貨幣的富の集積と自由な賃金労働者の存在が必要である。イギリスで起こった「困い込み運動」、修道院の解体などを通して、賃金労働者予備軍が形成される。そして、産業革命は、一方で大量生産を可能にし、他方では手工業者・小農民の没落をもたらす。このようにして、社会が資本家・労働者・土地所有者の三階級に分けられる。

資本主義経済体制の下では、「物」だけでなく「労働力」も商品化される。労働者は、自分の労働力をいかに処分するかという自由、および生産手段を持たないという「二重の意味での自由」を持つ。そして、使用者は生産手段を所有し、労働力を買って商品を生産する。このような二者の間で労働契約が結ばれることで、労使関係が始まる。生産手段から自由な労働者は労働組合を結成することで、使用者と対等な交渉を行う。しかしながら、労働組合組織率は減少傾向にある。その要因は、非正規労働者の増加であると推測される。非労働組合員の例として、外国人労働者やパートタイム労働者が挙げられる。そこで、コミュニティ・ユニオンと呼ばれる、地域ごとに組織する労働組合も注目を浴びるようになった。

第二節 歴史から導出する労働時間規制の目的

諸外国と日本の労働時間規制の歴史について考察する。産業革命が起こった時代が違うため、労働時間規制が制定される時期は違う。しかし、両者とも同じような三段階の経緯を辿る。まず、労力再生産機能の保護を行う「萌芽期」であるが、ここでは将来の労働力となる年少者と将来の労働力を産む女性の身体保護を行う。次に、成年男子労働者を含む労働者一般の保護を行う「成熟期」が訪れる。そして、「人事管理の柔軟化・経済的効率性」と「労使自治・自己決定」の要請を受け、労働時間規制柔軟化が図られる「変容期」を迎える。

以上のような歴史の検討を踏まえ、次のような労働時間規制の目的を見出す。①労働者の身体保護②ワークシェアリング③人事管理の柔軟性・経済的効率性④労使自治・自己決定という4点を導く。

第三節 日本の労働時間規制と労働時間規制柔軟化の動き

労働時間規制変容期以後の労働時間規制について考察する。まず、1日8時間かつ週40時間労働の原則や残業を容認する三六協定について言及する。その後、事業場外みなし労働制、裁量労働制、フレックスタイム制といった労働時間規制柔軟化の例を挙げ、それぞれの制度説明を行う。そして、現在活発な議論が行われているホワイトカラー・イグゼンプション導入の是非について考察する。ここでは、ホワイトカラー・イグゼンプション導入肯定論・反対論、それぞれの論旨の紹介をする。

第四節 日本の長時間労働の実態

日本は、長時間労働の実態を諸外国から「労働ダンピング」と非難され、労働時間短縮政策を行ってきた。その結果、労働者の年平均労働時間数は減少傾向にある。だが、その結果は労働時間短縮政策の成果であるとはいえない。なぜなら、労働者が過酷な働き方をする長時間労働者と短時間労働者に二極化しており、所定外労働の問題は未解決であるからである。とりわけ、男性労働者の長時間労働が深刻であり、共稼ぎ夫婦の増加している現在、生活時間の不均衡をもたらしている。そこで、女性も含めた労働者全体の働き方の見直しを図ることを提案する。

長時間労働の実態を示唆するものとして、サービス残業や過労死が存在する。この両者の考察をすることにより、長時間労働の原因および解決策を模索する。その結果、労働時間規制柔軟化の危険性が明らかになる。そして、現在の状況改善として、適正な人員配置の見直しが望まれるが、それと同時に労働者の研修制度の充実を行うことが重要であると示す。

おわりに

本稿では、資本制労働関係の発生や労働時間規制の歴史を振り返り、長時間労働問題や労働時間規制柔軟化について考察してきた。労働時間規制が創設された時期の労働者の典型的な働き方は工場労働者であり、現在とは異なる。したがって、現在の労働時間規制に問題があるという意見も間違いではない。しかし、労働時間規制の目的、とりわけ労働者の身体保護という基本的なことを忘れてはいけない。サービス残業の考察から、労働時間規制柔軟化の持つ危険性が明白になった。こうした危険性を踏まえたうえで、労働時間規制緩和の議論が進められなければならない。また、長時間労働については、個々の企業による事態の把握、解決に向けた取り組みが解決の鍵となるであろう。労働者の生活時間と使用者の賃金を支払った対価として得る労働力(労働時間)のバランスを決めることは、困難である。だが、そういった難題に対して、労働者・使用者・政府は、時代の変化に応じたより良い「労働環境」の構築に努めなければならない。

日本の年金制度とその展望

濱 あゆみ

はじめに

- 1 日本の年金制度と現状
- 2 各国の年金制度の事例
- 3 今後の年金改革の方向性
- 4 日本における様々な制度改革

まとめ

はじめに

本稿では日本の年金制度がどのような方向に向かうべきなのかを明らかにしていく。

1 日本の年金制度と現状

日本の年金制度は階段状になっている。本節では年金の一階部分と年金の二階部分についての概要を説明する。一階部分と二階部分の概要を説明した上で、年金の一階部分である国民年金における問題点と、年金の二階部分の代表として挙げた厚生年金における問題点を提示する。国民年金にしても、厚生年金にしても、問題点として空洞化問題が挙げられる。厚生年金の空洞化問題は短期労働者の増大に起因している部分がある。

また、本節では、日本の年金制度における将来の年金額の見通しについても述べている。日本の年金額の算定には三種類のスライドが関係している。2004年以前は物価スライドと賃金スライドしか存在しなかったが、2004年改革により、被保険者数の減少や平均余命の伸びなどを考慮し改定をするマクロ経済スライドというものが登場した。

2 各国の年金制度の事例

本節では、スウェーデンの年金制度とチリの年金制度を挙げている。年金制度として、年金の一元化論と年金の民営化論が議論されることが多いが、年金の一元化の事例としてスウェーデン、年金の民営化の事例としてチリの事例を挙げている。スウェーデンの年金制度の概要を説明する際に重要になってくるのは概念上の確定拠出型年金制度である NDC と自動均衡機能である。チリは民営化を達成したが、民営化によって数々の問題が生じ始めた。問題とは、制度の切りかえによる国家財政の負担の急増、年金加入率の低下、運営費用の増大、運用利回りの低迷である。この年金制度の切りかえでチリの経済の貯蓄率はますます低下してしまった。

日本に、スウェーデンやチリのような年金制度をいきなり取り入れることは困難である。このような2国の事例を参考にしつつ、日本の年金制度は今後どうなるのかを第3節では述べていく。

3 今後の年金改革の方向性

2004年改革で収支がバランスされ、年金制度は存続可能になったとしている見解がある。2004年改革は、スウェーデン方式の拠出建ての考えを取り入れながら、制度は一元化せず、完

全な賦課方式にもしていない。そして、もし税方式ならば、拠出（義務）と給付（権利）の関係があいまいになるとし、税方式を採用していない。しかし、2004年改革においては賛否両論ある。2004年改革を否定する者には年金一元化や年金制度の民営化など抜本的な制度改革を望む人がいる。そもそも、このような年金制度改革が必要に迫られたのは経済的背景、社会的・政治的背景、制度的背景がある。本節では第2節と同様、年金の一元化論と民営化論についても述べている。民主党の一元化案はスウェーデンの年金制度に見習ったものであるが、日本にスウェーデン式の年金制度をいきなり取り入れるのには疑問が残る。また、年金の民営化については、橋本も証明しているように、最低限の生活保障を目的とする年金制度には向いていない。

4 日本における様々な制度改革

日本における年金改革案は一元化と民営化に留まらず、様々な年金制度改革が存在する。本節では、社会保険庁・国税庁統合案、保険料納付期間の延長案、海外との社会保障協定、自助努力支援について述べてある。中でも、重要視されるべきなのは自助努力支援である。具体的に一つ例を挙げるとすれば、個人拠出の適用対象の拡大である。確定給付型や確定拠出型の企業年金のある従業員、公務員、専業主婦などにも適用を拡大することを検討すべきである。本節では、抜本的な年金制度改革ではなく、現行制度を続けた上で、年金制度を取り巻く周囲の問題も視野に入れた改革について述べている。

まとめ

現実に高齢世帯の収入の7割は公的年金である。6割の高齢者世帯は年金収入で生活している。公的年金制度なしでは、日本の社会は成り立たないほどにもその役割は大きくなっているのだ。2004年改正によって、日本の年金制度は2006年度現在において、存続可能な年金制度へと生まれ変わった。しかし、年金財政は今後厳しくなっていくと予想され、さらなる制度改革が必要とされている。年金制度を抜本的に変える制度の切りかえコストを考えると、年金の一元化や民営化は、そう簡単にはいかない。将来的に一元化を考慮に入れるのはよいが、いま最初にすべきことは、一元化論や民営化論のように大枠の制度を変える議論をするのではなく、日本の基礎的な制度は変えず、周りを取り巻く問題を解決できるような制度改革が必要である。